

# 記入例

令和 3 年 1 月 5 日

大船渡市長 戸 田 公 明 様

大船渡市に申告書を提出する  
日付を記入してください。

住 所 大船渡市大船渡町字富沢1番地 23  
(所在地)

氏 名 株式会社〇〇〇〇

(名称及び代表者) 代表取締役 大船渡 太郎

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

業 種 名 食料品製造業

(「業種名」は、日本標準産業分類における中分類で記載)

法人の場合は、法人の代表者印を押印してください。  
個人事業主の場合は、認印で構いません。

印

新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する申告

地方税法附則第 63 条 (※) に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置について下記のとおり申告いたします。

※令和 2 年 12 月 31 日以前は附則第 61 条

記

複数業種を営んでいる場合は、主たる業種名を  
記入してください。なお、業種名が不明な場合は、  
総務省のホームページで確認できます。

## 1 事業収入割合について

令和 2 年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日 令和 2 年 2 月から 10 月までの連続する 3 月を記載			(平成 31・令和元年) 3 月 1 日から同年 5 月 31 日 左の期間の前年同期を記載		
3 月期	4 月期	5 月期	3 月期	4 月期	5 月期
100,000 円	150,000 円	150,000 円	200,000 円	250,000 円	250,000 円
合計:	400,000 円 ……①		合計:	700,000 円 ……②	
事業収入割合: 57% (① / ②) ※小数点以下切り捨て					

50%以下 (地方税法附則第 63 条第 1 項第 1 号に該当)

(=事業収入が前年同期比で 50%以上減少している場合 軽減率: 全額)

50%超 70%以下 (地方税法附則第 63 条第 1 項第 2 号に該当)

(=事業収入が前年同期比で 30%以上 50%未満減少している場合 軽減率: 1 / 2)

↑ いずれかにチェック  してください。

## 2 特例対象資産について

申告の有無 ※1	資産	令和 2 年度 納税通知書番号
<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	事業用家屋 (別紙のとおり) ※2	0000012345
<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	償却資産 ※3	0000098765

※1 該当する資産がある場合は「有」に、無い場合は「無」に○をつけてください

※2 事業用家屋について特例適用を受ける場合は、「(別紙) 特例対象資産一覧」を提出してください。

※3 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。

(この申告書のほか、令和 3 年度の償却資産申告書の提出が必要です。)

〈大船渡市処理欄〉

添付書類	内容確認	入力処理	確認処理

# 記入例

## 3 誓約事項について

以下の（１）から（４）について、事実に相違ないことを誓約します。

- (1) 「1 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
- (2) 申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
- (3) (申告者が資本若しくは出資を有する法人である場合、) 申告者は、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であり、かつ、次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
  - ① その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（※）の所有に属している法人
  - ② その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人※「大規模法人」とは租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する大規模法人のことをいう。
- (4) (申告者が資本若しくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者である場合、) 申告者は、常時使用する従業員の数が1,000人以下であること。

### 【認定経営革新等支援機関等確認欄】

上記1～3の申告内容について、記載どおりである旨確認しました。

住所(所在地)

名 称

認定経営革新等支援機関等が記入・押印する欄です。

代表者役職

代表者氏名

認定経営革新等支援機関等の確認（記入・押印）を

印

受けた後で、申告書を提出してください。

認定経営革新等支援機関等

認定経営革新等支援機関等電話番号

認定経営革新等支援機関等担当者メールアドレス

(備考)

1. 本申告において、申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、地方税法附則第63条第4項又は第5項の規定に基づき1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される場合があることに留意すること。
2. 本特例の申告にあつては、事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けること。
3. 本特例の申告は令和3年2月1日までに大船渡市長に対して行うこと。

## 4 添付書類（認定経営革新等支援機関等に提出した書類の写し）

- (1) 収入減を証する書類
- (2) (事業用の家屋について特例を受ける場合のみ) 特例対象家屋の事業専用割合を示す書類
- (3) (収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合のみ) 猶予の金額や期間等を確認できる書類

# 記入例

(別紙) 特例対象資産一覧

※事業用家屋がない場合は、この用紙の提出は不要です。

No.	家屋の所在		床面積	
	所在	〇〇町字〇〇△番地□	134.60 m <sup>2</sup>	うち事業用
(例)	家屋番号	△-□		75.30 m <sup>2</sup>
	所在	<b>大船渡町字富沢1番地 23</b>	<b>125.50 m<sup>2</sup></b>	うち事業用
1	家屋番号	<b>1-23</b>		<b>② 75.30 m<sup>2</sup></b>
	所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
2	家屋番号		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> %
	所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
3	家屋番号		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> %
	所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
4	家屋番号		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> %
	所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
5	家屋番号		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> %
	所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
6	家屋番号		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> %
	所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
7	家屋番号		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> %
	所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
8	家屋番号		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> %
	所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
9	家屋番号		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> %
	所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
10	家屋番号		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> %
	所在		m <sup>2</sup>	うち事業用

令和2年度固定資産税納税通知書に同封した課税明細書の記載どおりに記入してください。

①青色申告決算書（又は収支内訳書）等に記載された事業専用割合を記入してください。  
②課税明細書の床面積に事業用の割合（①）を乗じて事業用の床面積を算出してください。  
【例】125.50×0.6=75.30 m<sup>2</sup>

- ※1 令和2年度固定資産税納税通知書に同封した課税明細書に記載の単位で記入すること。（令和2年中に新築した家屋であって、課税明細書に記載がない場合、登記事項証明書に記載の家屋番号の単位で記入すること。）
- ※2 未登記の家屋については、家屋番号欄に「未登記」と記入すること。
- ※3 事業専用割合が分かる資料（青色申告決算書等）を添付すること。
- ※4 認定経営革新等支援機関等の確認を受けた後、資産の異動・取得等があった場合には再度提出の上、確認を受けること。
- ※5 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなる。